

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う弊社の対応について(第二報)

2020年5月7日

株式会社ライテック

代表取締役社長 工藤晃久

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき発令された「緊急事態宣言」が、5月31日(日)まで延長となりました。これを受けて弊社は、在宅勤務ならびに時差出勤の対応を継続して実施いたします。実施期間につきましては、当面5月31日(日)といたしますが、政府・東京都からの発表により見直す場合がございます。お客様へのサービスを維持することを第一に事業継続を行ってまいります。出社が必要な業務につきましては、十分な感染防止対策を講じた上で、最小限の人員で対応いたします。

当該期間中の連絡は、原則としてEメールで行うことといたしますので、返信や折り返しの連絡が遅れる場合がございます。ご不便ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以上